

## 第2節 自然環境の保全

立山連峰や富山湾、さらに四季折々で美しい変化を見せる身近な自然など、本県の豊かな自然環境は県民の誇りであり、この自然環境を将来の世代に継承する必要があります。一方、私たち人間の社会経済活動は、時として自然の持つ復元力を超えるようなレベルにまで至り、生態系を脅かしつ

つあります。

このため、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図り、県民一人ひとりが自然に対する理解を深めるとともに、自然環境保全活動を推進し、生物多様性の確保や人と野生鳥獣との共生を図ります。

### 1 自然保護思想の普及・啓発

#### (1) 現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これらの山々を源として流れ出す河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、自然公園法に基づき、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国定公園の3地域を指定しています。また、県においては、県立自然公園条例に基づき、朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山及び僧ヶ岳の6地域を県立自然公園に指定しています。これら自然公園の

概要は表1-18のとおりであり、その面積は県土の29.6%を占めています。

また、県では、自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物の保護を目的とした自然環境保全地域11地域を指定しており、その概要は表1-19のとおりです。

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施策を積極的に展開する必要があります。

このため、49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト（23年度末現在で727人）による自然解説のほか、自然公園指導員（同44人）、自然保護指導員（同17人）、鳥獣保護員（同51人）、バードマスター（同108人）の活動により、自然保

表1-18 自然公園の概要

区分	名称	面積 [ha]	うち特別地域*	指定年月日
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	S 9年12月4日
	白 山	2,742	2,742*	S 37年11月12日
	小 計	79,173	76,579*	
国定公園	能登半島	1,005	964*	S 43年5月1日
県立自然公園	朝 日	9,623	9,355	S 48年3月13日
	有 峰	11,600	11,600	//
	五 箇 山	3,856	3,275	//
	白 木 水 無	11,554	6,473	S 49年3月30日
	医 王 山	2,943	1,548	S 50年2月22日
	僧 ケ 岳	5,800	3,467	H 23年9月8日
	小 計	45,376	35,718	
	合 計	125,554	113,261*	

注 \*は特別保護地区を含みます。

表1-19 自然環境保全地域の概要

名称（所在地）	面積[ha]	指定年月日(昭和)	主な保全対象
沢杉（入善町）	2.67 (2.67*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉（南砺市）	315.70	//	低山地帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本（黒部市）	11.78 (1.89*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺（滑川市）	71.55	//	河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡（富山市）	152.68 (45.04*)	//	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷（富山市）	8.48 (1.75*/** <sup>2</sup> )	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッショウトンボの生息地
山の神（南砺市）	12.50 (12.50*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻（魚津市）	1.36 (1.36*)	56年1月17日	県内最大のミズバショウの純群落と、モリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前（富山市）	34.94 (34.94*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺（富山市）	10.99 (0.70*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷（南砺市）	1.13 (0.19*/** <sup>2</sup> )	//	低山地帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	623.78 (101.04*) (1.94*)		

注 ( ) 内の \*付きの数値は特別地区、\*\*<sup>2</sup>付きの数値は野生動植物保護地区の面積（内数）です。

護思想の普及・啓発を積極的に図っています。

また、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間等において、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会を毎年開催しています。

さらに、青少年期から自然保护に関する意識の向上を図るとともに、将来のすぐれたナチュラリスト育成を目指して、12年度からジュニアナチュラリストの養成を進めており、ナチュラリストとあわせた計画的な養成に努めています。

## (2) 講じた施策

### ア ナチュラリスト等による普及啓発

自然公園を訪れた人々に、より一層

自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、すぐれた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、バードマスター、自然公園指導員等の活動を通じて自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発を行いました。

また、財とやま環境財団内に設置したナチュラリストバンクでは、個別団体の要請に対し、ナチュラリストを派遣しています。

### イ 鳥獣保護員等の配置

鳥獣保護員を県内に51名を配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図りました。

## ウ 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に開催される各種行事により、愛鳥思想の普及啓発を図るとともに、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物の保護と保護思想の啓発を図りました。

## エ ナチュラリストの養成

自然保護思想・知識の普及啓発を図るため、20歳以上65歳未満を対象とした自然保護講座（ナチュラリスト養成コース）を開催し、60名を認定しました。

## オ ジュニアナチュラリストの活動支援

ジュニアナチュラリストが関心を持って活動を続けられるよう、自然観察会への参加やナチュラリストによる自然解説活動の体験の機会を提供しました。

## カ ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催

県民の自然に対する理解をさらに深めるため、ナチュラリストが企画・提案する多彩な自然体験プログラムに基づき、ナチュラリスト自らが実施する自然ふれあい塾を開催しました。（プログラム数12件）

## キ 世界自然・野生生物映像祭の開催支援

自然や野生生物の映像を通して、野生生物との共生や地球の環境保全への理解を深めるため、第10回世界自然・野生生物映像祭（ジャパン・ワイルドライフ・フィルム・フェスティバル2011）の開催を支援しました。

## ク 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園については、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、公園の風致を維持するための特別地域を指定し、その

地域内における工作物の新築等を制限しています。

また、自然環境保全地域については、自然環境保全条例に基づき、特別地区9地区を指定し、その地区内における工作物の新築等を制限しています。さらに、特別地区内のうち、野生動植物保護地区に指定された地区内においては、動植物種又は卵の捕獲又は採取が禁止されています。

## ケ 自然環境の各種調査の実施

自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）は、環境省が主体となって、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況などを対象に実施しています。

## コ 豊かな海づくりの機運醸成

平成27年度「全国豊かな海づくり大会」の本県開催に向け、富山湾の豊かな自然環境を守り育てることの大切さを広く県民に周知し、機運を高めるために「豊かな海づくりフォーラム」を開催しました。

## 2 自然とのふれあい創出

### (1) 現況

#### ① 人と自然との豊かなふれあい

国立公園、国定公園などの自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行っています。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として6か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域ができるだけ自然のままの姿で保護し、後世に伝えていくよう努めているほか、里地里山等中間域のすぐれた風景地等17か所を県定公園に指定し、関係市町

村が歩道や広場等の整備を進め、管理しています。

県内の自然公園等の現況は図1-16、県定公園の概要は表1-20のとおりです。

また、県民公園自然博物園「ねいの里」や県民公園野鳥の園でも、自然とふれあうための施設整備が進められています。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表1-21のとおり、都市公園である新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園である頬成の森、自然博物園「ねいの里」、野鳥の園があります。

また、都市公園は、都市と緑のオ

図1-16 自然公園等の現況

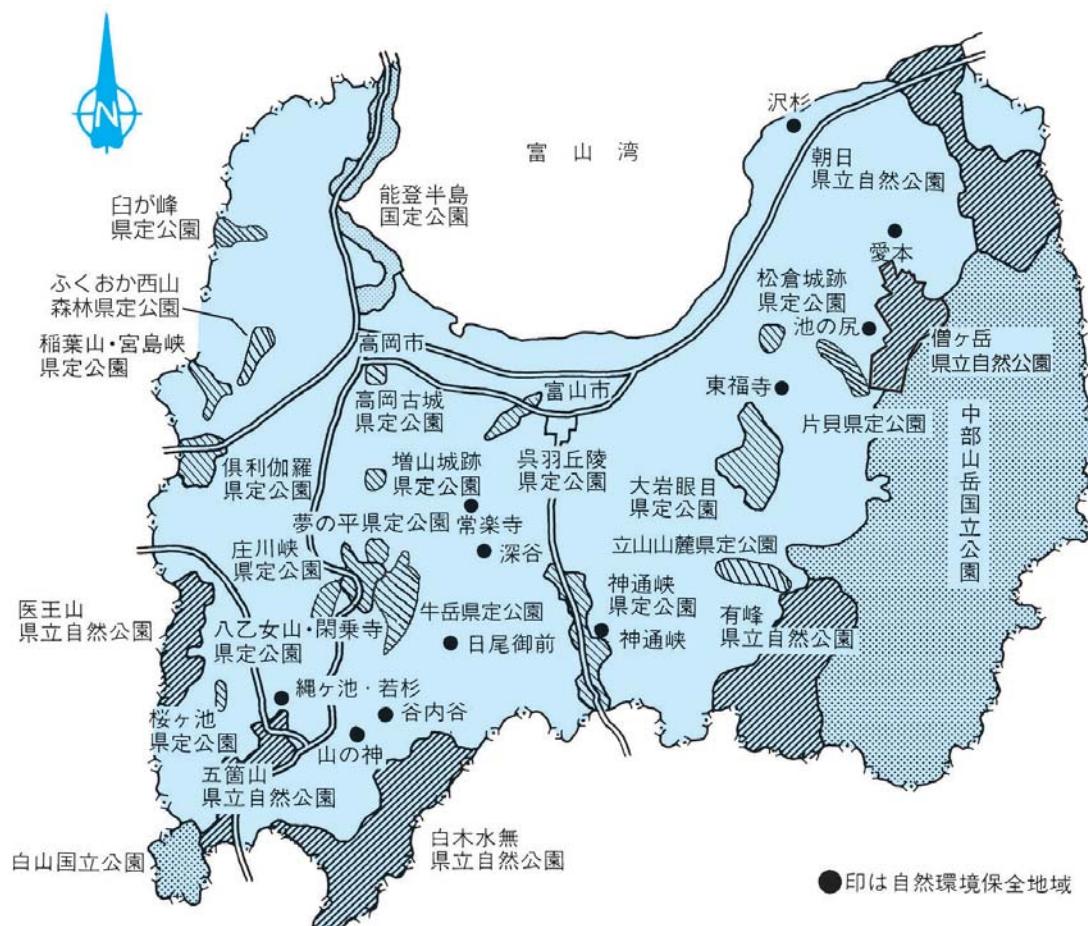


表1-20 県定公園の概要

名 称（所在地）	面積 [ha]	指定年月日	備 考
神 通 峡（富山市）	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵（富山市）	487	//	一部都市公園と重複
高岡古城（高岡市）	22	//	都市公園と重複
俱利伽羅（小矢部市）	758	//	
庄 川 峡（砺波市）	835	昭和43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目（上市町）	2,880	昭和44年10月25日	
松倉城跡（魚津市）	1,083	平成4年3月26日	
増山城跡（砺波市）	345	//	一部都市公園と重複
夢 の 平（　〃　）	221	//	
稻葉山宮島峡（小矢部市）	757	//	
桜ヶ池（南砺市）	485	//	一部都市公園と重複
八乙女山・閑乗寺（砺波市・南砺市）	633	//	一部都市公園と重複
片 貝（魚津市）	2,290	平成17年8月17日	
立山山麓（富山市）	980	//	
牛 岳（富山市・砺波市・南砺市）	2,431	//	
ふくおか西山森林（高岡市）	740	//	
臼が峰（氷見市）	722	//	
計	16,829		

プンスペースとして、人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションにも利用され、さらに災害の防止や避難地ともなる施設で、県が管理する都市公園は、太閤山ランドや新港の森のほか、県庁前公園、総合運動公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常願寺川公園、空港スポーツ緑地、富岩運河環水公園があります。

県内の都市公園の総面積は、22年度末で1,558.1haとなり、このうち、市街地における面積は885.7haとなっています。また、都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は14.6m<sup>2</sup>と、全国平均の9.8m<sup>2</sup>を大きく上回っています。

公共施設等の緑化の現況については、22年度末において、県管理道路232.7km、県立学校53.2ha、工場緑地573.3haとなっています。

県では、代表的な森林60か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、

そのうち、立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれています。

## ② うるおいある景観づくり

本県は、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連峰や緑豊かな砺波平野等の散村（散居）、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されています。

近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、うるおいや安らぎを感じることができるゆとりある空間や調和のとれた景観がますます重視されてきています。

しかしながら、農村部における沿道立地型の大型商業施設の進出、大規模な宅地開発の進行、都市部における建築物の高層化や大規模化、街路の拡幅整備などによる町並みの変化、さらに、屋外広告物の無秩序な設置や大型化な

表1-21 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設置の目的	開設年月 (昭和)
都市公園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のための緩衝緑地の確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	118ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	115ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物園「ねいの里」	13ha	①県民に自然に関する学習の場の提供 ②野生鳥獣の保護	56年6月
	県民公園野鳥の園	78ha	①県民に自然の探勝の場の提供 ②野鳥の保護	60年10月
指定公園	中央サイクリングロード	延長 19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
(遊歩道)	公園街道	延長19.3km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から射水市黒河までの間、遊歩道が併設されています。

ど、景観を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、うるおいのある景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、14年9月に景観条例を制定し、この条例に基づき、景観の保全及び創造に関する施策を実施しています。

### ③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

県内には、山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや生活習慣が残されているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落、国宝に指定されている瑞龍寺をはじめすぐれた史跡、名勝、天然記念物等が数多くあります。

環境省では、地域のシンボルとなっている音の聞こえる環境（音風景）を「日本の音風景百選」として認定しており、本県からは、富山市（旧八尾町）

の「エンナカの水音とおわら風の盆」、立山町の「称名滝」、南砺市の「井波の木彫りの音」の3か所が選ばれています。

また、県では、自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景50件を「とやまの音風景」として認定しています。

さらに、環境省では、地域の自然・文化・生活に根ざした良好なかおりのある風景100地点を「かおり風景百選」として認定しており、県内からは、富山市の「富山の和漢薬のかおり」、砺波市の「砺波平野のチューリップ」、黒部市（旧宇奈月町）の「黒部峡谷の原生林」の3件が選定されています。

## (2) 講じた施策

### ① 人と自然との豊かなふれあい

#### ア 自然とふれあう場と機会の確保

##### (ア) 自然公園等の管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び剣沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4～11月、剣沢地区7～9月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者への指導を行いました。

また、自然環境保全地域においては、5～11月までの間、各地域に巡視員を配置し、巡回を行ったほか、縄ヶ池・若杉及び日尾御前自然環境保全地域において巡視歩道の整備を行いました。

なお、能登半島国定公園や県立自然公園については、県から市町村に管理委託するとともに、県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨を踏まえ、関係市町村が行っています。

##### (イ) 体験活動の実施

ジュニアナチュラリスト向けの自然観察会やナチュラリストによる自然解説、富山県フォレストリーダーによる森林・林業に関する体験活動（森の寺子屋）を開催しました。

##### (ウ) 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間に、剣岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡にあたっています。また、春山スキー（4～5月）シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーの遭難事故防止や環境保

全に努めています。さらに、利用最盛期には、室堂（5月1日～5月6日と7月19日～8月18日）に立山診療所、剣沢（7月25日～8月20日）と雷鳥沢（7月20日～8月25日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っています。このほか、県山岳遭難対策協議会が実施している登山者への登山指導等の事業に対し、県費助成を行いました。

#### イ 登山道等の整備

すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、中部山岳国立公園において特に利用が集中しているアルペンルート沿線、馬場島剣岳線登山道等の整備を行いました。

#### ウ 花と緑の新世紀プラン等の推進

花と緑の地域づくりを推進するため、花と緑の新世紀プラン及び全県域公園化推進プランに基づき、次の施策を講じました。

##### (ア) 花と緑の推進

花と緑の銀行において次の施策等を実施しました。

- ・ 家庭や地域における緑化を進めるために、花の苗や緑化木の配布を行うとともに、地域緑化の推進役となるグリーンキーパー（花と緑の指導員）の適正配置と技術向上を図り、新たな緑花グループの発掘を促すために「花のまちづくり新拠点創出支援事業」と「コンテナガーデンコンテスト」を実施したほか、地域緑化を広く紹介する「とやまオープンガーデン推進事業」を開展しました。

- ・ 花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、「地域の緑づくり

推進事業」、「地域の花づくり推進事業」、「花だより花壇維持管理事業」を実施しました。

- ・ 花と緑に親しむ機会を創出するため、フラワーグリーンバスの運行や、花とみどり・ふれあいフェアを開催したほか、県内の花だより情報を提供しました。
- ・ 県民が親しみやすいドングリを通じて、自ら木の実を拾い、植え、育てるイベント「2011ドングリ集め in 植物園」を実施し、県民参加の植樹運動を展開しました。
- ・ さくらの保護・育成を図るため、「富山さくら」名所づくり事業を実施しました。

- (イ) うるおいのある環境づくり  
街路樹整備を推進したほか、河川沿いの並木の保全、がけ地の緑化、海岸線の防砂林、防潮林の整備・保全を推進しました。

## エ 森づくりプランの推進

「富山県森づくり条例」に基づき、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための「森づくりプラン」を18年10月3日に策定・公表しました。このプランでは、県内の森林を、天然林は「里山林」と「保全林」に、人工林は「生産林」と「混交林」の合わせて4区分にして多様な森づくりを目指し、これを県民参加で推進



県民参加による森づくり活動

することとしています。

森づくりの目標としては、28年度までの10年間で、新たな取組みによる森林整備面積を「里山林の整備」は2,000ha、「混交林の整備」は2,000haとしているほか、県民参加による森づくりの年間参加延べ人数は17年度の約4倍の7,000人を目標としています。

## オ 自然生態系と共生する農業・農村基盤整備の推進

「とやま水土里プロジェクト2008（農業農村整備実施方針）」に基づき、農業・農村基盤整備において、豊かな水と緑と多様な生物の生息環境の保全・創出を推進しました。

### ② うるおいある景観づくり

#### ア 景観条例に基づくうるおいある景観づくりの推進

うるおいある景観づくりを全県的に推進するため制定した景観条例の普及啓発を進めるとともに、この条例に基づき、大規模行為並びに特定行為の届出制度の実施による開発事業等における景観への配慮を推進しました。

#### イ 各種計画等に基づく景観施策の推進

##### ア 地域ごとの目標に沿った景観整備

地域ごとの目標に沿った景観整備を推進するため、新とやまのみちBIG作戦、河川整備計画等に基づき、次の施策を講じました。

- ・ 景観に配慮した多自然川づくりをめざし、河川改修事業等を推進しました。
- ・ 自然景観と調和した海岸を形成するため、雨晴海岸について、エコ・コスト事業を実施しました。
- ・ 伏木富山港海岸において、ふ

- るさと海岸整備事業により、離岸堤（潜堤）等を整備しました。
- ・ 砂防事業の実施にあたっては、透過型砂防えん堤の施工による渓流の連続性の確保や渓流の安定化によるうるおいのある自然景観の創出など水と緑豊かな渓流づくりを推進しました。
  - ・ かけ崩れ対策の実施にあたっては、斜面が有する優れた景観や自然環境を保全するとともに、切土斜面においては法枠内の緑化等を行い、緑豊かな斜面空間の創出を推進しました。
  - ・ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等をめざす「新とやまのみちBIG作戦」を推進しました。
  - ・ 安全かつ円滑な道路の確保と景観の整備等を図るため、中心市街地や景観への配慮が必要な地域で無電柱化を図りました。

#### (イ) うるおい環境とやま賞

人々が心に「ゆとり」や「うるおい」を感じる建造物や施設等によって形成される景観で、地域の魅力やシンボルとなっているもの、地域住民等の創意工夫や努力によって魅力が創出されているものうち、特にすぐれたものを「うるおい環境とやま賞」に選定してきました。

15年度から景観条例が施行されたことを受け、表彰対象を小規模な建造物や景観づくり活動までに拡大し、景観づくりの取組みを幅広く表彰しています。

#### (ウ) 農村等における景観の保全と創造

- ・ 田園空間整備実施計画（となみ野）に基づき整備した中核施設や地域拠点において、美しい

散居景観を保全するため、一般県民を対象に学習講座等を開催し、啓発・普及を行いました。さらに、緑豊かな散居景観を保全・育成するため、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など、住民の活動を支援しました。

- ・ 棚田地域を含めた農村における農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、「富山県農村環境創造基金」により、棚田保全活動への都市住民の参加促進や棚田オーナー制等への活動支援、美の里保全活動への支援のほか、「とやまの農山村」写真展を開催しました。
- ・ 農山漁村地域において、自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上などを推進するため、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の普及啓発を図るとともに、市町村の取組みに対して支援しました。
- ・ 小学生が農山漁村で宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入地域の拡大を推進するため、体験学習プログラムや安全対策など受入体制のノウハウを学ぶ実地研修



棚田保全活動

を実施しました。

- (工) 富山県土地対策要綱による対策  
土地対策要綱に基づき、大規模な開発行為を行おうとする事業者に、開発行為届出書の提出を求め、周辺の景観との調和の観点等から必要な指導を行いました。
- ③ 個性ある歴史的文化的環境の活用  
ア 歴史的文化的遺産の保全と景観配慮  
市町村が実施するまちなみ保全環境整備や景観整備等の優れた景観整備事業に対して助成を行いました。

#### イ 歴史的文化的な景観の保全等

市町村等が実施する歴史的・文化的資源を活かした個性あふれるまちづくりに対して助成を行いました。

#### ウ 歴史的文化的遺産におけるふれあい施設等の設置

市町村等が実施する史跡、名勝等の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等に対して助成を行いました。

### コラム

#### 「立山弥陀ヶ原・大日平」がラムサール条約の登録湿地に

「立山弥陀ヶ原・大日平」(立山町)が、国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約の登録湿地として、平成24年7月3日に登録されました。

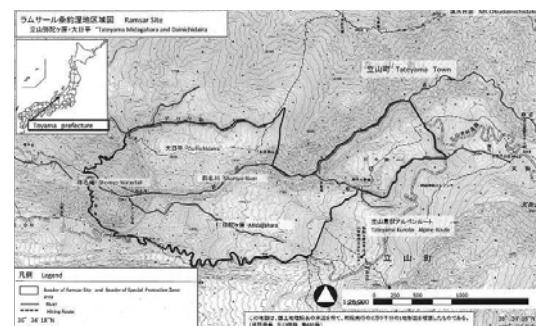
ラムサール条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と、そこから得られる恵みを持続的に活用していく賢明な利用(ワイスユース)を推進することを目的としています。

登録地は、面積574ha、標高1,040m~2,120mで、雪田草原(亜高山性の池塘を多く含む湿性草原)である弥陀ヶ原・大日平、豊富な水量を誇る称名渓谷及び称名滝からなります。

「立山弥陀ヶ原・大日平」は、本県で初の登録であるとともに、雪田草原として国内初登録、また、国内で湿地部分の標高が最も高い登録地となりました。



弥陀ヶ原



登録地区図

### 3 自然環境保全活動の推進

#### (1) 現況

県では自然環境の保全を積極的に推進するため、昭和47年度に自然環境保全基金制度を設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同で土地の公有化を進めています。平成22年度末までに公有化した土地面積は、約140haとなっています。

また、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインである自然環境指針に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の

指導、助言を行っています。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしています。いずれかの項目で最も評価が高いVとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布しています。自然環境指針の概要は、表1-22のとおりです。

このほか、山岳地等において環境に配慮したトイレ整備を推進しており、公共トイレを一ノ越、美女平等8か所で整備

表1-22 自然環境指針の概要

指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものです。
対象範囲等	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）を対象とし、県下全域を約1kmメッシュで評価したものです。
保全目標	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）ごとに、自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な保全を目指すものです。
項目別保全目標	<p>&lt;地形・地質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全します。</li> <li>典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるよう保全します。</li> </ul> <p>&lt;植物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全します。</li> <li>地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全します。</li> </ul> <p>&lt;動物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全します。</li> <li>多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスをくずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努めます。</li> <li>動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全します。</li> <li>眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全します。</li> </ul>

したほか、中部山岳国立公園内の山小屋トイレ20か所に対して整備支援を行っています。

## (2) 講じた施策

### ア 自然環境指針等に基づく開発事業への指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとの地形・地質、動植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して必要な指導、助言を行いました。

### イ 県土美化推進運動や自然公園におけるクリーン作戦の展開

#### (ア) 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデーに合わせて、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行いました。また、一ノ越、剣沢等7か所の山岳公衆トイレでは利用者に対する普及啓発とトイレの管理に役立てるため、チップ制システムを導入し、維持管理の充実を図りました。

#### (イ) N. P. C. (ナショナルパーククリーン) 作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、N. P. C. 作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布しました。また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出処理し、自然環境の保全に努めました。

### ウ 自然公園における貴重な植生の保護・復元

自然環境保全地域の適正な保全のため、巡回管理及び保全事業（標識設置、巡視歩道整備等）を実施しました。

また、地球温暖化などの環境変化が植生にどのような影響を与えていたかを把握するため、立山地区（美女平～淨

土山、有峰の10地点）において科学的な植生モニタリング調査を実施しました。23年度は、第Ⅲ期計画（20～24年度）の4年目として、植生や林分構造等についてモニタリング調査を行いました。

### エ 環境配慮型公衆トイレ・山小屋トイレの整備

生態系への影響が懸念されるし尿や雑排水の処理に対応した施設の新設等を行う山小屋にその経費の一部を補助しました。

### オ 山岳自然環境の保全

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として、環境省の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を継続しました。

### カ 海の森づくり事業の推進

富山湾の豊かな自然環境を守り育てる意識を高めるとともに、県民による沿岸域の藻場の再生等、環境・生態系の保全活動を支援しました。

## 4 生物多様性の確保

### (1) 現況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等の多様な自然環境に恵まれています。

#### ア 植生

本県は、地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、植物の分布状況は、図1-17のとおり、複雑になっています。また、標高別の植物の分布状況は、図1-18のとおり、標高に応じて多様な種類の植物が見られます。

##### (ア) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などに利用されていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地が見られます。

クロマツに代表される海岸林は、おおむね保安林として管理されており、入善町の園家山には砂丘植生が残されています。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スダシイやタブノキなど暖帯性の樹林が見られます。

##### (イ) 低山帯（標高約300m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する低山帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきています。

##### (ウ) 山地帯（標高約300～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全する上で重要な地域となっています。植生はブナを中心とする天然林が中心

で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていましたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地などになっています。

### (エ) 高山帯、亜高山帯（標高約1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原が見られる程度です。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっています。

#### イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山などの多様な自然環境が含まれています。このため、図1-19のとおり、多種の野生動物が生息しています。

##### (ア) 哺乳類

平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られませんが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、外来生物と考えられるハクビシンの生息地も広がってきています。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限られています。

##### (イ) 鳥類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類などが生息するほ

図1-17 現存植生図

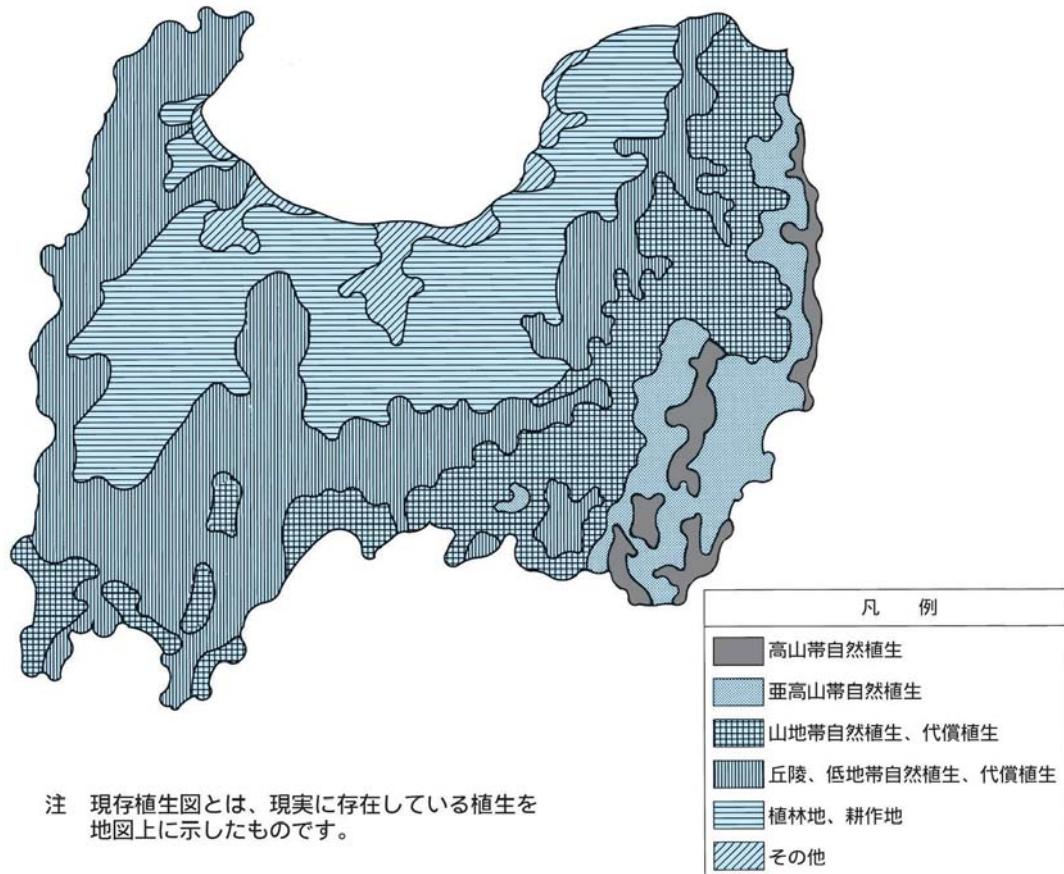


図1-18 植物の垂直分布

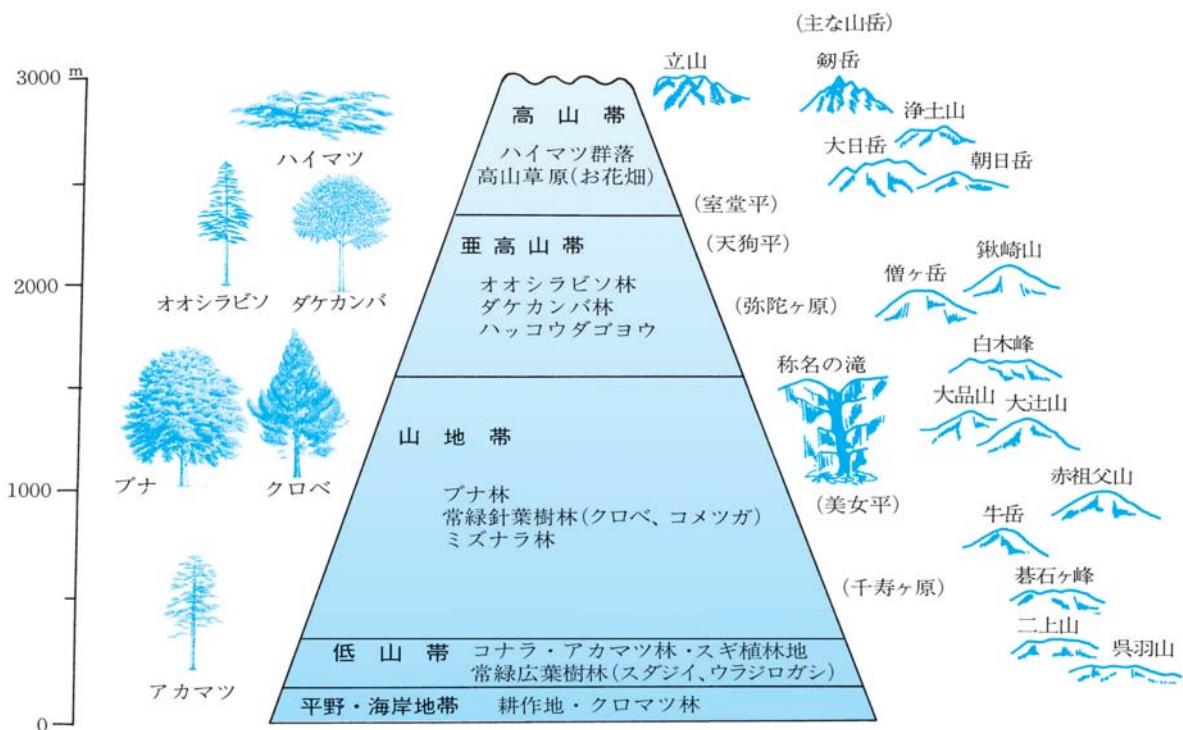
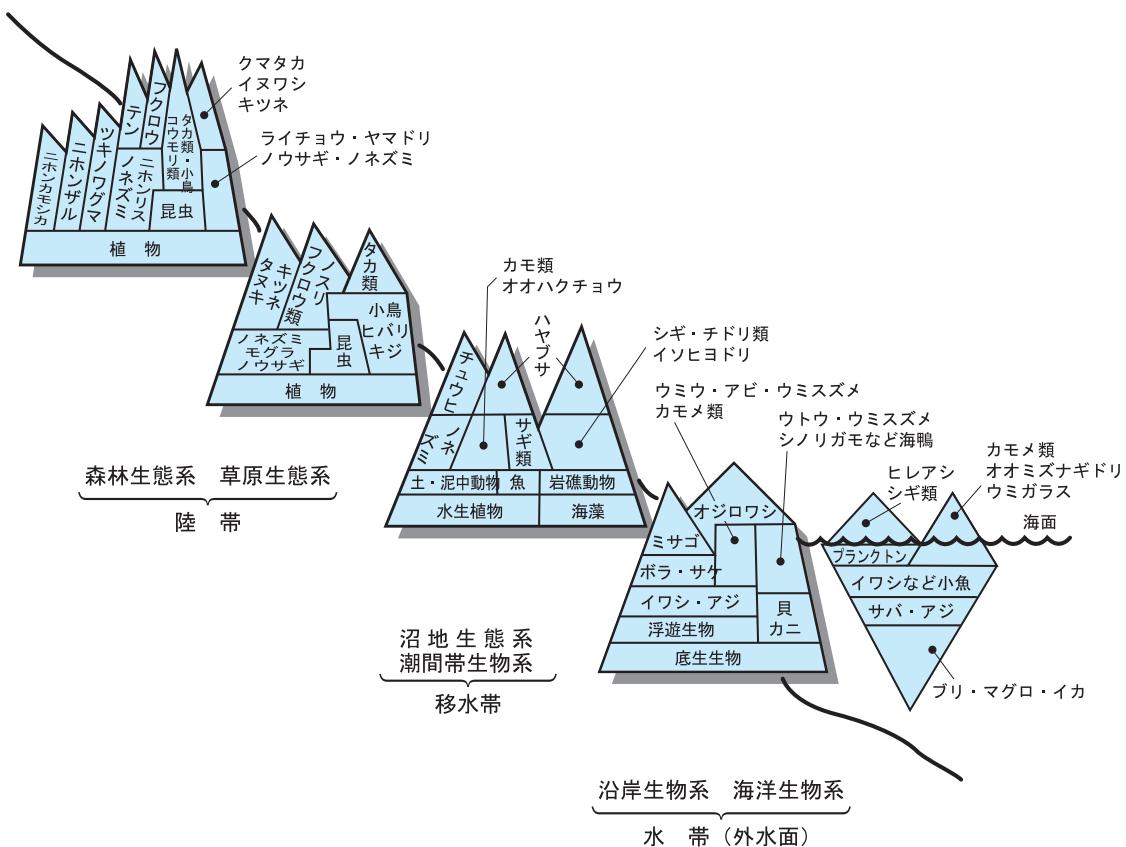


図1-19 富山県にみられる動物の生態的地位（食物及び天敵関係）



か、湖沼や水田などの水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類などのほかカワセミやオオハクチョウなども見られ、これらの生息域は都市や農村に近いため、自然とのふれあいの感じられる場となっています。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、シジュウカラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっています。

亜高山、高山帯では、カヤクグリ、イワヒバリ、ホシガラス等のほか、貴重なライチョウが生息していますが、標高の低い森林域に比較すると種類は少なくなっています。

また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬地・繁殖地となっており、これらの渡り鳥を研究するため富山市婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステ

ーションが設置されています。

このステーションで12年10月に足環を付け放鳥したカシラダカが、13年10月に本県の支援で設置しているロシアのナホトカステーションで再捕獲されており、両ステーションで捕獲が確認されたことは、渡り鳥が日本海を一気に渡る幻のルート解明に結びつく画期的な手がかりとなりました。

#### (ウ) 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウウオ、カジカガエル、ナガレタゴガエル、モリアオガエルなど特徴のある種が生息しています。

は虫類では、帰化動物のミシシッピアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少しています。毒蛇であるマムシは県内に広く分布しています。

#### (エ) 淡水魚類

扇状地の扇端部などの湧水地帯にはトミヨやイトヨ、氷見市の万尾川

を中心とする沖積平野には、イタセ  
ンパラをはじめとしたタナゴ類やハ  
ゼ類といった多様な魚類が生息して  
います。

#### (オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純で  
あり、生息環境も限定されるため、  
昆虫相も限られていますが、低山地帯は、  
ギフチョウやオオムラサキなど貴重  
なチョウの重要な生息地となっています。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫  
の食餌植物とするミドリシジミ類が  
多く見られ、高山帯は、タカネヒカ  
ゲやクモマベニヒカゲに代表される  
ように、高山蝶の宝庫になっています。

### ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の  
種の保存に関する法律」により国内希  
少野生動植物種として、動物64種、植  
物23種の合計87種（23年度末現在）が  
指定され、捕獲や譲渡が禁止されてい  
ます。県内では、このうち、ライチョウ、  
イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、オ  
オタカ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロ  
チョウ及びウミガラスの鳥類9種と淡  
水魚のイタセンパラ、昆虫のシャープ  
ゲンゴロウモドキ、植物のアツモリソ  
ウが確認されています。そのほか、レ  
ッドリストに掲載選定されている動植  
物も県内で多く見られます。

県では、適切な鳥獣行政を推進する  
ため、5年ごとに鳥獣保護事業計画を  
策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るた  
めの鳥獣保護区（23年度末現在40か所  
合計107,683ha）の指定等の各種施策  
を行っています。

特に、絶滅が危惧されるイヌワシに  
ついては、9年度に全国で初めてイヌ  
ワシの保護を目的とした特別保護指定  
区域の指定を含む鳥獣保護区を設定し  
たほか、12年3月には、人とイヌワシの  
共生の観点から、イヌワシ保護の基

本方針を示すイヌワシ保護指針を策定  
しています。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生動植物  
についても、環境の変化により生存  
が危ぶまれる種は、自然環境保全条例  
に基づき、その生息・生育地を自然環  
境保全地域の野生動植物保護地区に指  
定し、捕獲、採取等の規制を行ってい  
ます。

さらに、県内の絶滅のおそれのある  
野生生物の種を明確にし、保全対策に  
資するために、23年度に県レベルでの  
実情に即したレッドリストを改訂しま  
した。また、これらの希少な動植物への  
県民の理解を深めることを目的とし  
て、対象種の特徴や分布状況、保全対  
策等を取りまとめた手引書として「富  
山県の絶滅のおそれのある野生生物  
(レッドデータブックとやま2012)」を  
刊行する予定です。

このレッドリストには、絶滅危惧Ⅰ  
類及びⅡ類に鳥類ではライチョウやイ  
ヌワシ、昆虫ではカトリヤンマやコオ  
イムシ、淡水魚ではヤリタナゴやイタ  
センパラが、また植物では、富山県固  
有種であるエッチュウミセバヤが選定  
されています。この他にも、オオハク  
チョウやオミナエシなど環境省では選  
定されていない種や、環境の指標とな  
るクイナやゲンジボタルなどが選定さ  
れています。

#### (2) 講じた施策

##### ア 生物多様性に関する総合的な取組み の推進

22年度から2か年をかけて、レッド  
リストの改訂を行いました。

また、ナチュラリストの野外活動等  
を通じて、種の多様性や生態系の保全  
に関する普及啓発を行いました。

##### イ 希少な野生生物の保護

ライチョウやイヌワシなど希少な野  
生生物について、生物多様性の保全を  
図りました。

このうち、イヌワシについては、南砺市小瀬地区の営巣地にカメラを設置し、継続的に生態観察を行うとともに、映像を自然博物園「ねいの里」に送り、希少な野生生物の保護の普及啓発を図りました。また、イヌワシの生態を踏まえ、公共工事等の各種開発行為との調整を行いました。

#### ウ 外来生物等の適切な管理の推進

立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去のため、外来植物除去検討会報告書、マニュアルを作成するとともに、現地で指導する指導者を対象に現地講習会を開催しました。

また、県政バス等により、外来植物の除去活動を行いました。

このほか、健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の駆除とカワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進しました。

#### エ 自然と共生した地域づくり

希少種以外の野生生物についても、



県政バスで実施した外来植物除去活動の様子

鳥獣保護区の拡充やビオトープマニュアルを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図りました。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業などの施策を行い、環境の復元や創出を行いました。

このほか、14年度からは、自然博物園「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森と水辺のビオトープづくりをモデル的に実施しました。

### コラム

#### レッドデータブックとやま2012発刊しました！

富山県の絶滅のおそれのある野生生物を取りまとめたものとしては、平成14年に県版のレッドデータブックを作成していますが、発刊から10年余りが経過したため、今回、現地調査等により得られた最新のデータに基づき、「富山県の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブックとやま2012—」を取りまとめ、発刊しました。このレッドデータブックには、動物382種、植物517種が掲載されており、ライチョウやイタセンパラ、エッチュウミセバヤなどの希少な動植物のほか、私たち県民にとって身近な生き物である、アキアカネ（赤とんぼ）やドジョウ、トノサマガエルも選定されました。



## 5 人と野生鳥獣との共生

### (1) 現況

近年、ツキノワグマによる人身被害の発生、イノシシやニホンザル、カラス等による農作物被害や生活環境被害が発生し、地域住民の不安が高まっています。

ツキノワグマ、ニホンザルについては、保護管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理対策を実施しています。

有害鳥獣捕獲については、狩猟者の高齢化が進み、人数もピーク時の約3分の1に減少しています。

### (2) 講じた施策

#### ア 保護管理の推進

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等の野生鳥獣のモニタリング調査を実施しました。

また、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、生活環境の保全及び農林水産業の振興を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を策定しており、この計画に基づく事業を実施しました。

#### (ア) 有害鳥獣捕獲対策の充実

人のあつれきが深刻化しているニホンザルについて、調査・研究・検討を経てニホンザル保護管理計画を推進しました。

#### (イ) 本県の希少な鳥獣の保護対策の推進

県鳥であるライチョウや絶滅のおそれのあるイヌワシ等について保護対策調査等を継続し、適正な保護を進めました。

#### イ 鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進

人への危害防止と農作物等の被害の軽減を図るため、鳥獣の捕獲・電気柵の設置等を行いました。

また、ツキノワグマ保護管理計画に基づき、安全対策と共生対策を進める

とともに、適切な保護管理を行うため必要な行動域調査、生息環境調査を実施しました。

さらに、里山に野生動物の潜む場所をなくし、人との棲み分けを目的とする「カウベルトの郷づくり」を行いました。

このほか、自然博物園「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を配置し、野生鳥獣との共生に関する知識や理解についての普及啓発を行いました。

#### ウ 有害鳥獣被害防止体制の維持

有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の育成・確保のため、各種講習会の開催等の事業を実施しました。

また「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、23年度には74名が合格しました。また、免許更新をしようとする者を対象に講習会を開き、23年度には105名が受講しました。

さらに、休猟区解除地等12か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として指定し、重点パトロールを実施しました。また、鳥獣保護区位置図等に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布しました。

## 指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況及び主な取組みの指標達成への貢献は、表1-23及び表1-24のとおりです。

表1-23 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標	
			2016年度 (H28)	2021年度 (H33)
<b>ナチュラリストとジュニアナチュラリストの認定者</b> ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数	ナチュラリスト 607人  ジュニア ナチュラリスト 162人  2006年度 (H18)	ナチュラリスト 727人  ジュニア ナチュラリスト 243人  2011年度 (H23)	780人  400人	900人  520人
<b>ライチョウ生息数（立山地域）</b> 北アルプスのうち立山地域（約1,070ha）における推定生息数	245羽  2006年度 (H18)	284羽  2011年度 (H23)	現状維持	現状維持
<b>里山林の整備面積（累計）と整備率</b> 竹林を含む里山林を整備する面積（整備率）	—	1,296ha 29%  2011年度 (H23)	2,600ha 59%	3,900ha 89%

表1-24 主な取組みによる指標達成への貢献

取 組 み	効 果
自然保護講座（ナチュラリスト養成コース）の開催（H23）	60名のナチュラリストを養成 【認定者数が9%増加】
ナチュラリスト自然ふれあい塾の開催（H23）	ナチュラリストが提案する企画をもとに、県民に自然とふれあう機会を提供（12回開催、165名が参加）
ジュニアナチュラリストの活動支援（H23）	ナチュラリストの指導のもと自然解説活動や自然観察会に78名のジュニアナチュラリストが参加
水と緑の森づくり税を活用した里山再生整備（H23）	生物多様性の保全などの森林の持つ公益的機能の向上のため、里山林の整備を実施（整備面積：23年度90ha、延べ1,296ha）